

二高養 進路だより

令和2年度 第3号
7月22日発行
青森第二高等養護学校
進路指導部

卒業後の支援機関について②

卒業すると、様々な支援機関と関わることになります。今号では、卒業生が主に利用している福祉サービスの種類や支援機関を紹介します。

【働くための福祉サービス】

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が仕事をするための力を付ける手伝いをするサービスです。 仕事に必要なマナーを学んだり、会社で実習したりします。就職したい会社を一緒に考えてくれます。 働くための力を付けるための手伝いなので、利用できる期間に目安があります。利用目安は2年です。最大で1年延長できます。  仕事に必要なマナーや職場でのコミュニケーションなども学びます 実際に会社で実習できます。
就労継続支援A型	A型事業所とは、福祉サービスの契約と、雇用契約を結んで仕事をします。会社と同じように毎月給料をもらいます。給料は最低賃金（青森県は時給790円）以上の金額をもらえます。 事業所から支援を受けながら働くので、会社と福祉サービスの中間のようなイメージです。
就労継続支援B型	B型事業所とは、福祉サービスの契約のみで、雇用契約を結ばずに働きます。A型よりは負担の軽い作業が中心で、自分の体調や体力に合わせて働くことが可能になるといったメリットがあります。給料ではなく「工賃」をもらうことになります。工賃の金額は、作業内容やその売り上げ等に応じて決められます。事業所により工賃は異なりますが、平均で1ヶ月1万5千円ぐらいです。

※A型とB型の違いについて

	A型	B型
利用対象者	会社で働くのは現時点では難しいが、仕事をする力はある人	会社で働くよりも、負担の少ない軽い作業が向いている人
雇用契約	結ぶ	結ばない
給料・工賃	最低賃金（青森県では時給790円）以上 毎月7万円ぐらい	作業内容や売り上げ等に応じた工賃 毎月1万5千円ぐらい
仕事の内容	カフェやレストランでの調理や配膳 パン製造 農作業 パソコンでのデータ入力などの事務系の作業やウェブ作業 一般の会社からの委託作業等	箱折りなどの会社の下請け作業 クッキー等の製造 清掃作業等
社会保険	雇用保険、労災保険	事業所ごとに保険に入っている
通勤	基本的に自力で通勤	送迎の事業所が多い

【生活のサービス】

グループホーム (共同生活援助)

生活に支援が必要な人が一軒家やアパートで、「シェアハウス」のような形で一緒に暮らすサービスです。

- ・食事の用意など、職員が手伝ってくれます。
- ・自分の部屋の方は家賃を払います。国から月1万円の補助があります。
- ・食費、光熱費等を入れると、月5万～7万ぐらい費用がかかります。

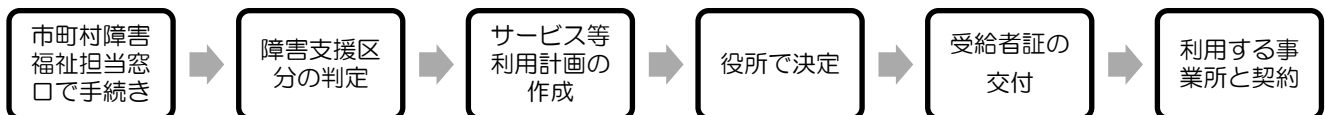


一軒家かアパートタイプなど様々です。
洗濯、入浴は順番に行くなど、ルールを守って生活します。
食事は世話人さんが作ってくれる所が多いです。



昼間は会社や福祉サービスに通います。

【福祉サービスを利用するためには？】



サービスを使うまでには大きく分けて、3つの手続きがあります。

- ①**障害支援区分の判定** ⇒市役所（役場）の担当者が聞き取り調査をして判定します。
- ②**サービス等利用計画の作成** ⇒地域の相談支援事業所が本人のニーズを聞き取りながら作成します。
- ③**市町村の決定と受給者証の受け取り** ⇒受給者証が発行された後、利用したい事業所と契約します。

また、卒業前には「移行支援会議（サービス担当者会議）」を開催し、関係者全員で、本人の目標や支援方法を共通理解します。



夏休みの過ごし方について



7/29（水）～31（金）	第3学年4者面談
8/31（月）～9/18（金）	第3学年前期現場実習

3年生は、夏休みが始まってすぐに4者面談があります。本人・保護者・学校・ハローワーク担当者・支援センターが集まり、「どんな仕事がしたいのか」という本人の希望を伝えたり、就職に向けて情報共有をしたりする大事な機会となります。

また、夏休み明けには前期現場実習があり、第3学年にとっては就労を見据えた大事な行事が控えています。

進路の実現に向けて、夏休みの過ごし方がとても大切です。「ルールを守る」、「生活リズムを整える」、「健康に過ごす」、「家事を手伝う」など、社会生活を見据えた生活を送るように心掛けましょう

